

四日市市告示第93号

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月13日

四日市市長 森 智広

四日市市広告掲載要綱の一部を改正する要綱

四日市市広告掲載要綱(平成18年告示第382号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 第1条から第4条まで (略) | 第1条から第4条まで (略) |
| (審査機関) | (審査機関) |
| 第5条 (略) | 第5条 (略) |
| 2 審査会の委員は、政策推進課長、 <u>財政課長</u> 、総務課長、広報広聴課長及び管財課長をもって充てる。 | 2 審査会の委員は、政策推進課長、 <u>公会計・行財政改革推進室長</u> 、総務課長、広報広聴課長及び管財課長をもって充てる。 |
| 3及び4 (略) | 3及び4 (略) |
| 5 委員長には <u>管財課長</u> を、副委員長には <u>財政課長</u> をもって充てる。 | 5 委員長には <u>公会計・行財政改革推進室長</u> を、副委員長には <u>管財課長</u> をもって充てる。 |
| 6及び7 (略) | 6及び7 (略) |
| 第6条及び第7条 (略) | 第6条及び第7条 (略) |
| (庶務) | (庶務) |
| 第8条 審査会の庶務は、財政経営部 <u>管財課</u> において処理する。 | 第8条 審査会の庶務は、財政経営部 <u>財政経営課公会計・行財政改革推進室</u> において処理する。 |
| (委任) | (委任) |
| 第9条 この要綱に定めるもののほか、 | 第9条 この要綱に定めるもののほか、 |

要綱の実施に関し必要な事項は、管財課長が定める。

要綱の実施に関し必要な事項は、公会計・行財政改革推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(財政経営部財政経営課)

改正後（別記様式）

広告審査委員会開催依頼書

（ 部 課）

1 広告媒体

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 広告掲載を行う 財産の種類 | ・広報印刷物（ ） ・WEBページ（ ） ・その他（ ） |
| 広告の規格 | 縦（ ） 横（ ） |
| 掲載位置 | |
| 募集方法 | 公募 その他（ ） |
| 掲載期間 | から まで |
| 予定収入 | |
| 備考 | |

2 広告の内容

| | |
|---------|---|
| 審査件数 | 件 |
| 広告内容の概要 | |

上記案件について、審査していただくよう依頼します。

平成 年 月 日

四日市市広告審査委員会
委員長（管財課長）様

印

様

年 月 日

四日市市広告審査委員会
委員長（管財課長）

上記案件は、 年 月 日開催された審査委員会において下記のとおり
審査されたので通知します。

記

| |
|--|
| |
|--|

（財政経営部管財課）

改正前（別記様式）

広告審査委員会開催依頼書

（ 部 課）

1 広告媒体

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 広告掲載を行う 財産の種類 | ・広報印刷物（ ） ・WEBページ（ ） ・その他（ ） |
| 広告の規格 | 縦（ ） 横（ ） |
| 掲載位置 | |
| 募集方法 | 公募 その他（ ） |
| 掲載期間 | から まで |
| 予定収入 | |
| 備考 | |

2 広告の内容

| | |
|---------|---|
| 審査件数 | 件 |
| 広告内容の概要 | |

上記案件について、審査していただくよう依頼します。

平成 年 月 日

四日市市広告審査委員会
委員長（財政経営課長）様

印

年 月 日

様

四日市市広告審査委員会
委員長（財政経営課長）

上記案件は、 年 月 日開催された審査委員会において下記のとおり
審査されたので通知します。

記

| |
|--|
| |
|--|

（財政経営部財政経営課）